

○沼津市奨学金返還支援基金条例

平成30年10月19日条例第31号

沼津市奨学金返還支援基金条例

(設置)

第1条 本市の産業を担う人材の確保を図るため、大学生等の市内中小企業への就職及び市内への定住を促進するために行う奨学金の返還を支援する事業に要する経費の財源に充てることを目的とし、沼津市奨学金返還支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(財源)

第2条 基金は、寄附金、一般会計からの繰入金その他をもって充てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。